お知らせ

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

法務省および全国人権擁護委員連合会では、8月28日（金）から9月3日（木）までを「子どもの人権110番強化週間」として、いじめ、体罰、虐待など子どもの人権に関する悩み事についての電話相談を、時間を延長して実施します。

専用電話番号（全国共通）
☎0120・007・110（フリーダイヤル）

受付時間
▽平日　午前8時30分～午後7時
▽土・日曜日、祝日　午前10時～午後5時

※相談は人権擁護委員と法務局職員がお受けし、秘密は固く守られます

問合せ　前橋地方法務局人権擁護課☎027・221・4466

相続手続きが簡単に 法定相続情報証明制度

この制度は、相続が発生したときに、戸籍謄本、除籍謄本などと共に相続人を一覧にした図（法定相続情報一覧図）を法務局に提出することで、法定相続人が誰であるかという公的な証明書を「無料」で発行する制度です。

この証明書は、相続登記のほか、預貯金の払い戻しや相続税の申告などの各種相続手続きに、戸籍謄本、除籍謄本などの代わりとして使用できる便利な制度です。

問合せ　前橋地方法務局沼田支局☎22・2518

1002378

夏場のごみの出し方について

■生ごみの減量化にご協力を

ごみの腐敗や悪臭の主な原因は、生ごみに含まれる水分です。生ごみの水分を減らすことで、腐敗防止だけでなく、大幅なごみの減量化にもつながります。

また、生ごみ処理機の利用も、ごみの減量化には効果的です。市環境保健協議会では、生ごみ処理機やEMボカシの購入に対して助成を行っています。

■庭の草、枝木のステーションへの出し方

庭の草むしりや庭木の剪定（せんてい）で出た雑草や枝木をステーションへ出すときは、乾燥させてから、必ず燃やせるごみの指定袋に入れてください。その際、枝木などは指定袋から飛び出さない大きさに切断をお願いします。なお、多量になる場合は、清掃工場へ直接搬入してください。（有料）

問合せ　環境課廃棄物係☎3074

700MHz帯携帯基地局からの電波によるテレビ受信障害

新しい周波数帯の電波を携帯電話用として利用するに当たり、市内の一部地域において、テレビの映像に乱れが出る恐れがあります。対象となる地域に、案内チラシが配布されますので、ご覧ください。

問合せ　一般社団法人700MHz利用推進協会コールセンター☎0120・700・012（フリーダイヤル）

受付時間　午前9時～午後10時

※IP電話などによりフリーダイヤルにつながらない場合☎050・3786・0700

樹木管理のお願い

道路や歩道へ張り出した枝や倒木は、通行の安全の妨げとなります。これらが原因で事故が起きた場合、樹木所有者（一般的には土地所有者）の責任を問われることがありますので、庭木の剪定（せんてい）や樹木の枝払いにより適切な管理をお願いします。

作業時の注意事項

▽電線や電話線がある場所の作業は、事前に東京電力パワーグリッド㈱やNTT東日本に連絡する
▽通行車両や歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止に十分注意する

問合せ　建設課管理係☎内線4102、4103

沼田花火大会中止

9月12日（土）に開催を予定していた第8回沼田花火大会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となりました。

問合せ　観光交流課観光推進係☎内線5032

ふれあい福祉センター

開館時間
午前9時30分～午後5時

休館日　月曜日

（広告）